令和６年度から

一時保育の利用料金の

きょうだい減免の対象を拡充します

きょうだい減免の対象を拡充します

市内在住者に限り
一時保育の利用料金の
減免を行っています。
減免の対象は
右記のとおりです。
必要書類などの詳細は
次ページ以降のとおりです。
ご不明点については
ご利用施設又は
保育第1課へ
お問合せください。

利用料減免

- ① 生活保護世帯
- ② 市民税非課税世帯
- ③ 年収３６０万未満世帯
- ④ 里親に委託されている児童
- ⑤ 児童扶養手当受給世帯
- ⑥ きょうだい減免　令和６年度拡充
- ⑦ 多胎児

①-1　生活保護世帯

生活保護を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。

「被保護証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※現年度に発行された書類が必要です。

①-2　生活保護世帯（昼食代、おやつ代）

生活保護を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、利用する児童全員の昼食代・おやつ代も日額５００円を上限に無料となります。

①-１と同様に「被保護証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※現年度に発行された書類が必要です。

②-1　市民税非課税世帯

市民税非課税世帯で一時保育を利用する場合は、
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。

「非課税証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※注意点がありますので、次ページをご覧ください。

②-2　市民税非課税世帯

※注意点

・原則生計を共にしている方（父母や祖父母等）全員分の課税（非課税）証明書をご利用施設へご提出ください。
配偶者控除を受けている場合は控除対象配偶者の分は提出不要です。

・４～６月の利用には前年度の非課税証明書が必要です。
７月以降の利用には現年度の非課税証明書が必要です。

・コンビニで取得する場合にはコンビニ交付システムにおいて必ず「詳細」を選択し、控除額の内訳が明記されたものをご提出ください。

③-1　年収360万未満世帯

年収360万未満世帯で一時保育を利用する場合は、
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。
※年収360万未満とはあくまで目安です。実際の判定基準は次ページ以降をご覧ください。

「課税（非課税）証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※注意点がありますので、次ページをご覧ください。

③-2　年収360万未満世帯

※注意点

・原則生計を共にしている方（父母や祖父母等）全員分の課税（非課税）証明書をご利用施設へご提出ください。
配偶者控除を受けている場合は控除対象配偶者の分は提出不要です。

・４～６月の利用には前年度の非課税証明書が必要です。
７月以降の利用には現年度の非課税証明書が必要です。

・コンビニで取得する場合にはコンビニ交付システムにおいて必ず「詳細」を選択し、控除額の内訳が明記されたものをご提出ください。

・生計を共にしている方全員分の市民税所得割額の合計が77,101円未満であることが確認できた場合について、利用料免除を行います。
課税（非課税）証明書の確認方法については次ページの例を参考にしてください。

③-3　年収360万未満世帯

税源移譲前の**市民税所得割額について、**
生計を共にしている方（父・母・祖父母等）全員分の合計が、77,101円未満であるかを確認します。
※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄付金税額控除等がある場合は、控除適用前の額

＜横浜市の課税証明書の場合＞
税額控除が記載された課税証明書が必要です。
（「税額控除ありの証明書」を窓口で申し出て取得してください。控除額がない場合は、控除額が0円であることが記載された証明書が発行されます。）

（例）川崎市の課税証明書

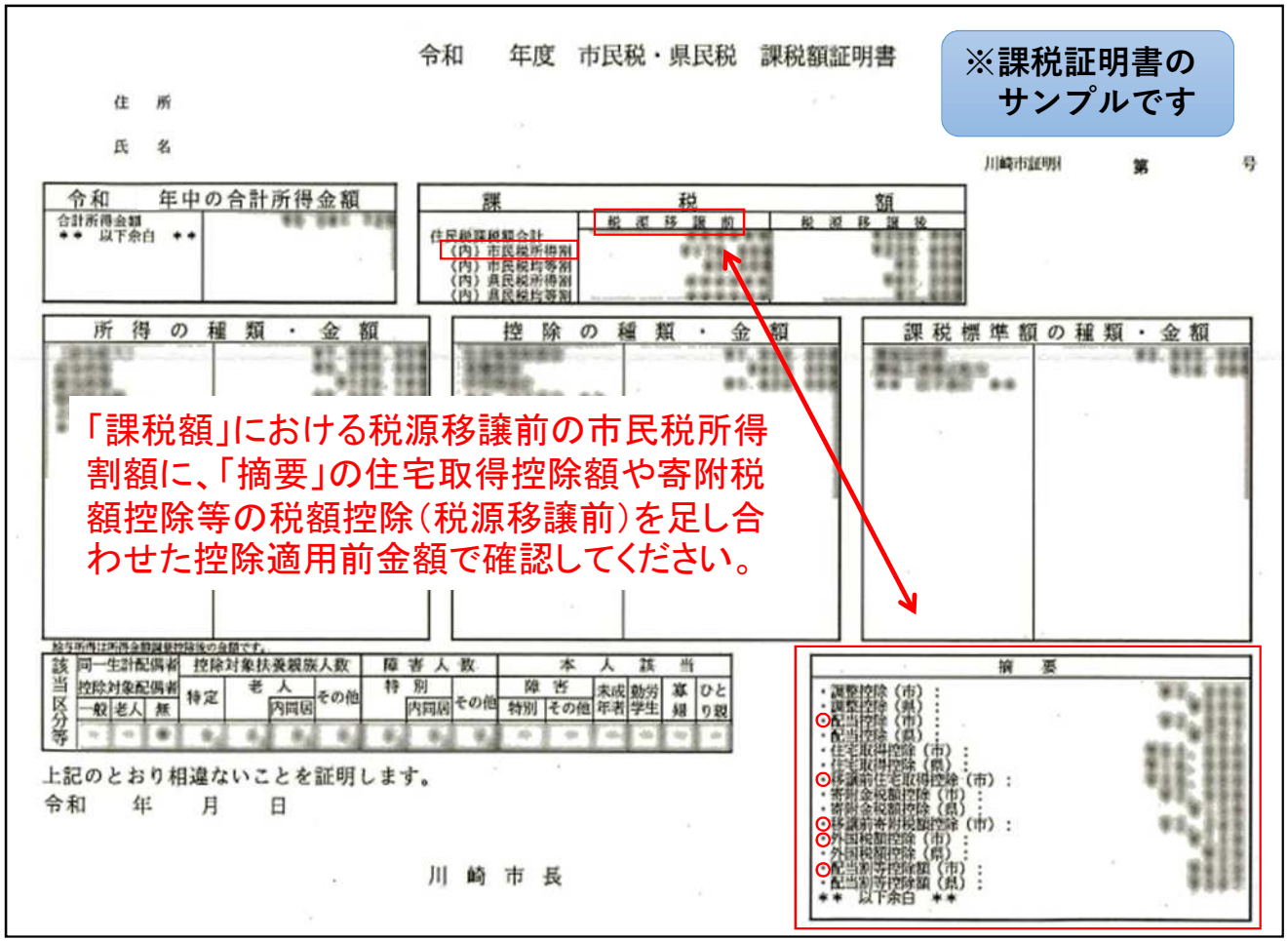

④　里親に委託されている児童

里親に委託されている児童が一時保育を利用する場合は、
利用料免除（無料）となります。

「児童委託証明書」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※利用日が委託年月日以降であることが確認できれば、
証明書の発行年月日は問いません。

⑤　児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当を受けている世帯で一時保育を利用する場合は、
利用する児童全員が利用料免除（無料）となります。

「児童扶養手当証書」のコピーなど、手当を受給していることが分かる書類をご利用施設へご提出ください。
※有効期限に利用日が含まれている書類が必要です。

⑥ きょうだい減免

保護者と生計が同一のきょうだい（兄姉）がいる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、**第２子目は半額、第３子目以降は無料**となります。兄姉の生計同一については次ページの対象者確認フロー参照。

ただし、対象児童自身が、以下の認可保育所等に在籍・利用している場合※は適用できません。（※普段は幼稚園に通っており、夏休み等の長期休園に一時保育を利用する場合など）

認可保育所等（市外施設も含む）

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

きょうだい減免　対象者確認フロー

（保護者）と（利用児童のきょうだい）の

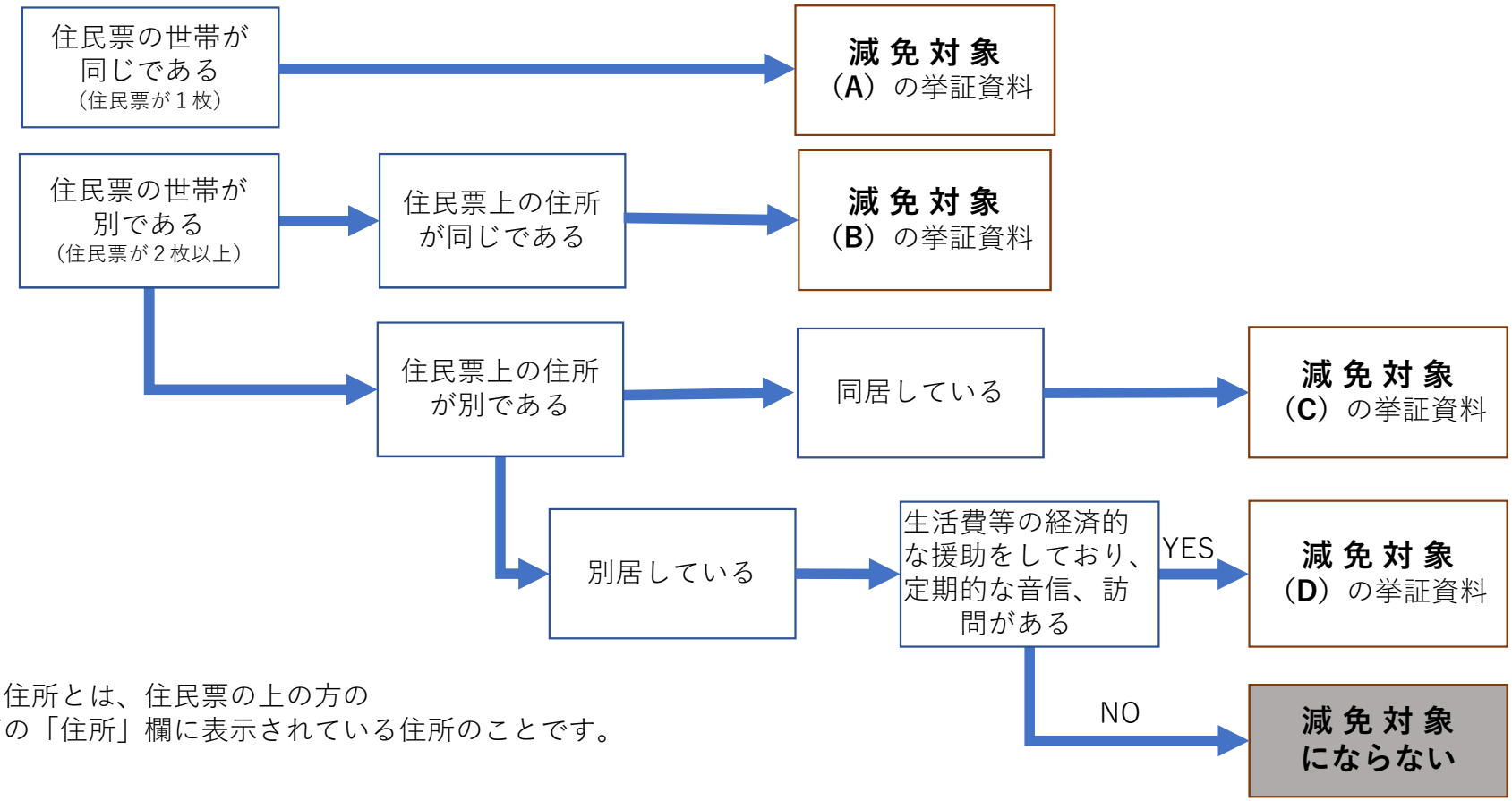

※住民票上の住所とは、住民票の上の方の
　世帯主の下の「住所」欄に表示されている住所のことです。

（A）イメージ図

住民票の世帯が同じ

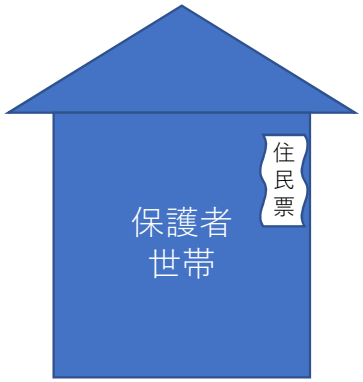

（B）イメージ図

住民票上の世帯は別だが、それぞれの世帯の住民票の住所は同一である

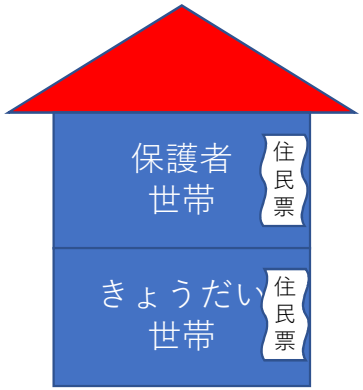

（C）イメージ図

住民票上の世帯が別で住所も別だが、同居している。

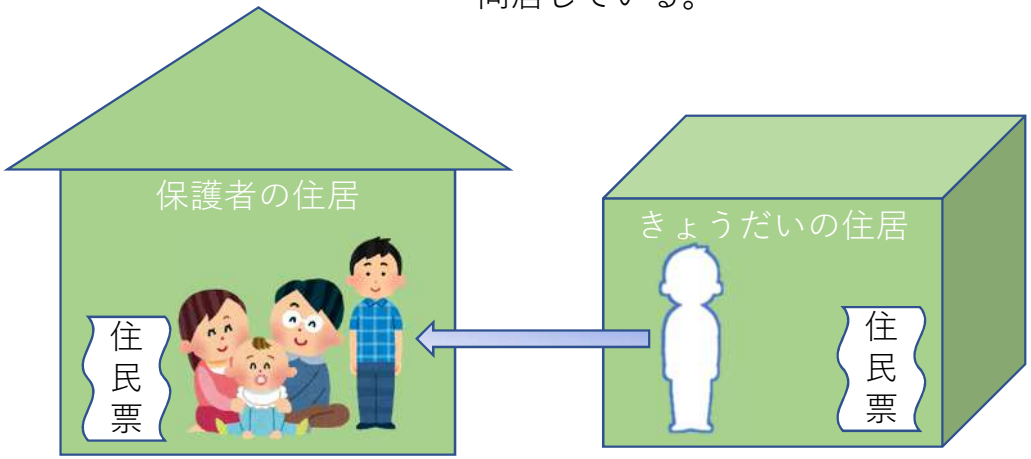

（D）イメージ図

住民票上の世帯が別で住所も別で、別居している。しかし、生活費等の経済的な援助をしており、定期的な音信、訪問がある

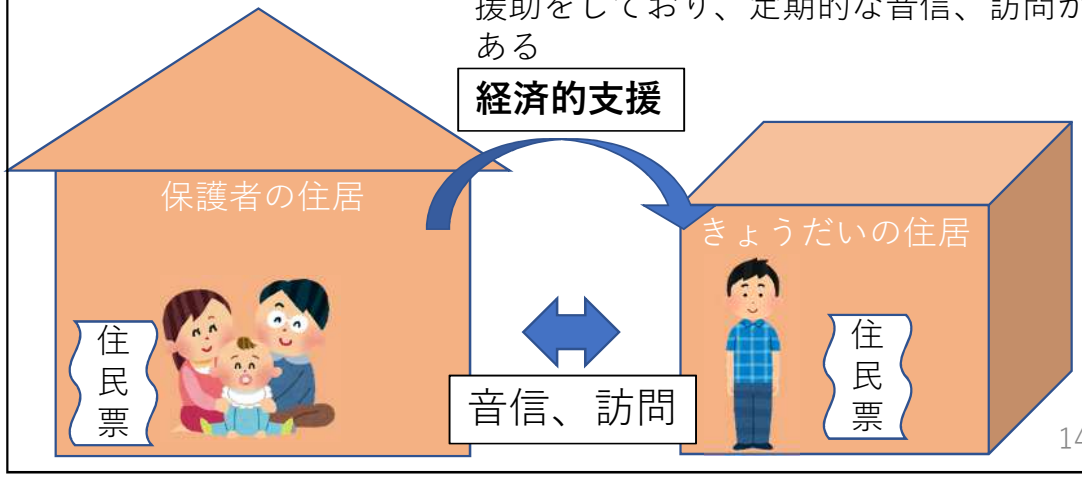

挙証資料一覧

（A）

・世帯全員の住民票の写し
（続柄、筆頭者の省略がないもの）

（B）

・それぞれの世帯の住民票（世帯全員）の写し
（続柄、筆頭者の省略がないもの）
・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
・（それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき）住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等

（C）または（D）

・それぞれの世帯の住民票（世帯全員）の写し（続柄、筆頭者の省略がないもの）
・（それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき）住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等
・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
・以下の表のア～ウのいずれかの資料

事　　項	挙　証　資　料
ア.健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し（マイナンバー、保険者番号及び記号・番号はマスキング（黒塗り）してください）
イ.定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
ウ.その他上記ア、イに準ずる場合	その事実を証する書類 ※

※ウの書類の提出をお考えの場合は事前に川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第１課にお問合せ下さい。

きょうだい減免の拡充に係る経過措置について

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置について】

① **令和５年度に一時保育事業を利用していた児童で、**利用児童の**弟妹が認可保育所等に入所していることを理由**に、**きょうだい減免が適用され**、半額または無料だった場合で、

② **令和６年度の利用料**が、無料もしくは半額だったものが全額になる、無料だったものが半額になるなど、**増額になる児童**

⇒**経過措置に該当する場合がありますので、保育第１課にご相談ください**

【経過措置の期間】

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間

きょうだい減免の拡充に係る経過措置について

◎きょうだい減免

【制度の拡充に係る経過措置適用基準】

令和５年度に実際の第１子目又は第２子目、その両児童（同日利用に係る）が一時保育を利用し、かつ令和５年度に適用された減免額と令和６年度に適用される減免額が別表のとおりとなる場合において、当該児童の世帯における子どもが次の要件に当てはまる場合には、令和６年度における実際の第１子目又は第２子目、その両児童（同日利用に係る）の一時保育に係る利用料は別表の令和５年度に適用された減免額のとおり減免する（令和７年３月３１日まで）。

（要件）
０～２歳（令和３年４月２日以降に生まれた子どもをいう。）の子どもが、認可保育所（一時保育を除く）、認定こども園（一時保育を除く）、地域型保育事業、年度限定型保育事業、川崎認定保育園を利用していないこと。

（別表）

	令和5年度に適用された減免額	令和6年度に適用される減免額
実際の第1子目	半額	免除無し
実際の第1子目	無料	免除無し
実際の第2子目	無料	半額

きょうだい減免の具体例

※ きょうだいであることの確認が取れた場合のカウント方法となります。

きょうだい ※左から年齢順		第１子		第２子		第３子	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例１	２人きょうだい	一時保育	免除なし	一時保育	半額		
例２	２人きょうだい	なし		一時保育	半額		
例３	３人きょうだい	一時保育	免除なし	なし		一時保育	無料
例４	３人きょうだい	小学生		一時保育	半額	一時保育	無料
例５	３人きょうだい	社会人		大学生		一時保育	無料
例６	３人きょうだい	一時保育	減免なし	認可保育所 （３号認定児）		一時保育	無料
例７	３人きょうだい （経過措置対応）	一時保育	減免なし （※R7.3.31まで半額）	認可保育所 （２号認定児）		一時保育	無料
例８	２人きょうだい （経過措置対応）	一時保育	減免なし （※R7.3.31まで半額）	幼稚園			

※例１～６のように、保護者と生計が同一の兄姉がいる場合、年齢や利用施設に関係なく、年齢が大きい順から第１子目となるため、一時保育を第２子目が利用する場合は半額、第３子目以降が利用する場合は無料となります。

※例７・８については、昨年度から一時保育を継続利用している児童のうち、昨年度、第２子目以降の児童で認可保育所等に通っていたことにより第１子目であるものの、きょうだい減免が適用され、半額又は無料で利用していた場合に限り適用される経過措置であり、令和６年度のみ昨年度と同様の免除区分が適用されます。ただし、本経過措置は、第２子目以降に0～２歳（令和３年４月２日以降に生まれたこども）で認可保育所（一時保育を除く）、認定こども園（一時保育を除く）、地域型保育事業、年度限定型保育事業、川崎認定保育園を利用する児童がいる場合は対象となりません。

※上記により、例６の第１子目が昨年度から一時保育を継続利用していた場合であっても、経過措置は適用されず減免なしとなります（本市では当該ケースに該当する児童はいないものと把握しておりますが、お心当たりのある場合は保育第１課までお問い合わせください）。

⑦　多胎児

多胎児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るため、未就学の多胎児が一時保育を利用する場合に、利用料金が無料となります。ただし、就労を除く「緊急・一時保育」にのみ適用されます。　「非定型的保育」及び就労の場合の「緊急・一時保育」を利用する場合は、きょうだい減免が適用となります。

なお、対象児童自身が、以下の認可保育所等に在籍・利用している場合※は適用できません。
（※普段は幼稚園に通っており、夏休み等の長期休園に一時保育を利用する場合など）

「住民票」のコピーをご利用施設へご提出ください。
※現年度に発行されたものが必要です。
※世帯全員の記載があるものに限ります。

認可保育所等（市外施設も含む）
認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業

多胎児の具体例　※多胎児は太枠で囲んでいます。「多胎児」は、就労以外の「緊急・一時保育」の利用の場合に適用となります。

きょうだい ※左から年齢順		第１子		第２子		第３子	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例１	双子	一時保育	無料	一時保育	無料		
例２	双子	一時保育	無料	なし			
例３	三つ子	一時保育	無料	一時保育	無料	一時保育	無料
例４	三つ子	一時保育	無料	なし		一時保育	無料
例５	双子	なし		一時保育	無料	一時保育	無料
例６	双子	一時保育 （幼稚園在籍）	免除なし	一時保育 （幼稚園在籍）	免除なし	一時保育	無料

※例５のような場合、双子である第２子目は、「多胎児」が適用となり、利用料金は無料です。また、双子である第１・２子目は、「きょうだい減免」上の第１・２子目として数えるため、第３子目についても「きょうだい減免」上の第３子として数えられ、利用料金は無料となります。

※例６のような場合、双子は認可保育所等（幼稚園）に在籍・利用していることから、利用料金は免除となりません。ただし、双子である第１・２子目は、「きょうだい減免」上も免除とはならないものの、きょうだい順位の算定上は第１・２子目として数えられることから、第３子目については「きょうだい減免」上の第３子目として数えられ、利用料金は無料となります。